

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

#### Q1 議長の宣告内容の変更について

本会議での意見書案の採決を起立で行ったところ、議長は「起立少数」と宣告し、当該意見案は否決となった。

この日の本会議を閉じた後に一部の議員から、「起立少数ではなく可否同数ではなかったか」という指摘が議長と議会事務局に行われた。

議会事務局で確認したところ、起立した議員と起立しない議員が同数であったことが判明した。このことを受けて、議長の会議録調製権を根拠に今後作成される会議録を「起立少数に基づく議決結果」から「可否同数による議長の裁決権の行使による議決結果」に改めることは可能か。

A1 まず、起立採決における「可否同数」と「議長の裁決権」についてですが、起立採決は起立者の多少を認定することにより可否を

連載 38

# 議会運営

## Q&A

全国市議会議長会  
調査広報部副部長  
本橋 謙治

決定するものです。このことから、Q1における議員からの指摘の「可否同数」という考えはできないと解します。

次に、議長の宣告についてですが、起立採決における起立者の数の多少の認定権は議長に専属します。当該認定結果に対し、議員は異議の提出が可能です（標準市議会会議規則第70条第2項）。この異議が出されて成立しない限り議長の認定結果及び宣告は有効と解されますので、散会後に問題を指摘しても議会がこれを是正する方法はありません。つまり、議長の認定結果及び宣告に疑義があるならば、直ちにその疑義を議場で表明すべきであり、散会後に行うようなものではありません。

以上のことから、議長の会議録調製権を根拠に後日作成される会議録において、実際の議長の発言内容（起立少数による否決）を改

めることはできないと考えます。

#### 参考 地方自治法

第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### ② 略

#### 参考 標準市議会会議規則

第70条 議長が表決をしようとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の宣告をする。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、

記名又は無記名の投票で表決をとらなければならぬ。

#### 参考 行政実例（昭和28年6月27日）

問 会議録の調製にあたり、その内容の体裁を整える意味において、重複した発言（例えば議長が会議次第書を誤見し、重複発言をした場合）を抹消する等、その一部を修正することはさしつかえないか。

答 発言の内容に修正を加えるべきでない  
と解する。

#### Q2 休会日の本会議の開催について

今定例会の会期中に長から急遽補正予算案が提出されることとなった。当該補正予算案は、提出の経緯からできるだけ早く可決し、執行したいのが執行機関の希望であることから、直近の本会議で上程して議決することを考えている。しかし直近の本会議は一週間後に予定されており、この間は休会である。

この場合、補正予算案の審議のために会期中の予定を変更して、本会議を開かなければならないのか。また、補

正予算案ではなく、議員から辞職願が休会中に提出された場合も同様の対応をしなければならぬのか。

A2 議会の会期中は、本会議が開かれる日と開かれない日があります。休会とは後者のことを指します。休会日には、本会議のみが開かれず委員会が開かれる場合と本会議、委員会ともに開かれない場合があります。

Q2は、当初、本会議を予定していない日に本会議を開くことの可否と、議員辞職のような事件は、辞職願が提出されたとき直ちに本会議を開き、辞職の許可を諮らなければならぬのかという問題です。

まず、休会日における本会議の開催については、休会の手続は、二つの方法が考えられます。一つは、議会の議決による休会（標準市議会議規則第10条第2項参照）です。もう一つは、議長が議事日程を作成しないことによる休会（自然休会）です。いずれの場合でも、必要があるならば予定を変更して休会日に本会議を開くことは、法上可能です。ただし、事前に議会運営委員会での報告や各議員への周知を行うことが適当です。

Q2の場合、休会日に本会議を開く具体的な方法としては、標準市議会議規則第10条第3項に基づく議長の判断による開催が考えら

れます。なお、議員の辞職については、辞職を希望する議員が中心となって、他の議員とともに議長に対し開議請求をする方法も考えられますが、辞職を希望する議員が速やかな本会議の開催を求めている（例・辞職願に辞職希望日を指定しており、希望日までには本会議の開催が予定されていない場合）にもかかわらず、議長が本会議を開かない場合などの問題が生じていない限り、この方法を用いることは少ないと思います。

次に、Q2のような補正予算や議員の辞職願が提出されたとき、議会や議長は速やかに本会議を開催する義務の有無ですが、法上、これらの審議を速やかに行わなければならないという義務はありません。これら事件が提出された原因や状況を考慮した上で、速やかに本会議の開催が必要と判断するならば、先に述べた手続により当初の予定を変更して休会日に本会議を開くこととなります。一方、当初の予定を変更して休会日に本会議を開く必要がないと判断すれば、当初から予定されていた日にこれら事件を審議することとなります。

#### 参考 地方自治法

第114条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かな

ければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第106条第1項又は第2項の例による。

② 略

第126条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

参考 標準市議会会議規則

第10条 市の休日は、休会とする。(参考)

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法第114条第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

Q3 委員派遣について

本市議会では、主に閉会中に各常任委員会が所管事務調査の一環として先進地への視察を実施している。

当該視察については、所管事務調査

を決定する際に、調査方法として先進地視察による調査を含む旨を議決していることを根拠に行っている。

しかし、事務局内で所管事務調査の実施について再検討しているなかで、実際に視察に行く際は委員を派遣する旨の議決を委員会で行った後に派遣承認書を議長に提出するべきという意見が出された。

当市議会では、先に述べたように所管事務調査の決定時の議決のみで委員会の視察(委員の派遣)を行っているが、このような手続に問題はないか。

A3 委員派遣とは、委員会が事件の審査、調査に必要と判断した際、委員を派遣し、調査等を行うことをいいます。委員派遣は、文字どおり委員を派遣することで、委員会を派遣するわけではありません。よって、理論上は全ての委員の必要はありません。しかし、実際は委員長を含む全委員が派遣されているのが現状です。

委員派遣の対象となるのは、当該委員会で審査または調査している事件です。したがって、委員派遣は会期中に実施することが可能ですが、閉会中も一定の条件を満たせば、これを行うことが可能です。具体的には派遣の

対象となる事件が閉会中の継続審査または継続調査の対象となっていないことが必要です。この手続が行われていないときは、当該事件を対象とする閉会中の委員派遣はできません。

Q3は、所管事務調査の一環として閉会中に委員派遣を行う場合、標準市議会会議規則第105条に基づく所管事務調査の実施の際の議決(調査の方法として委員派遣による調査を記載して議決)をもって、閉会中に委員派遣を行うことが可能なのかということですが、当該規定は所管事務調査の実施を決定したのみであり、委員派遣の決定をしたと解することはできないと考えます。

したがって、委員派遣は派遣の都度、派遣に関する議決を行うことが必要と考えます。このことは、「委員会は審査又は調査のため委員を派遣しようとする」とは議決により派遣しようとすることを委員会が決定すると解する(標準市議会会議規則第106条)ことが理由です。この手続に加えて、先に述べたように閉会中の委員派遣は、対象となる事件が閉会中継続審査又は継続調査の事件となっていることが必要ですので、これらの手続が行われていなければ、速やかに手続を行う必要があります。

参考 地方自治法

第109条 略

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

④～⑨ 略

参考 標準市議会会議規則

第105条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第106条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認請求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

第167条 法第100条第13項の規定による議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

Q4

委員長の討論実施による副委員長の職務について

委員会で審査中の条例の一部改正案について、付託委員会の委員長が賛成討論を行うことを希望している。委員長が討論を行うことにより、委員長の職を副委員長が行うことになるが、副委員長は委員として表決に参加することを希望しており、副委員長が表決権を行使できない旨が規定されていないことを根拠に委員長の職は行うが、表決権を行使することを主張している。このような主張に対し、どのような対応が考えられるのか。

A4 討論とは、委員会の会議において、表決問題に対し賛成か反対かの自己の意見を表明する行為をいいます。

このことから、討論を行う者は討論の対象

となった事件の表決に参加すること、表決において可否を表明する者であると考えられます。したがって、表決に参加しない、可否を表明しない者が討論を行うことは不可能です。もし、可否を表明しない発言が討論で行われた場合、委員長は発言者に対し、賛否を明らかにする発言をするように注意することが必要です。委員長の注意に応じない場合は、標準市議会委員会条例第22条に基づく発言取消命令や発言禁止などの措置を講じることが考えられます。

委員会で議事を運営する委員長は、その立場から審査する事件に対し、中立な立場でいることが求められています。このため、標準市議会会議規則では、討論を行った委員長は自身が討論を行った事件の表決が終わるまで委員長席に戻ることはできません。委員長席に戻ることができないということは、委員長職を執ることができず、委員として事件の表決に参加することを意味します。

討論を行った委員長は、自身が討論を行った事件の表決に参加するため、委員長の職務は、副委員長が行います。標準市議会委員会条例は、委員長がその職務を執ることができない場合、副委員長が委員長の職務を行うことが規定されているとともに、表決の際、委員長の職務を執っている者は、これに加わる

ことができないとされていることから、これら副委員長は委員として表決に参加することができません。

**参考 標準市議会委員会条例**

第12条 委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。

第17条 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

**参考 標準市議会会議規則**

第118条 委員長が、委員として発言し、ようとするとときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

**Q5** 人事案件の審議、審査における関係者の参考人招致について

当市議会に教育長の選任の同意に関する議案が執行機関より提出された。

対象者（市内在住の住民）に関する情報が乏しいことから、議会運営委員会を対象者を議会に招致し、意見を聴取した上で同意の判断を行うべきという意見が大半を占めた。このことを受けて、当人を本会議又は付託委員会に招致することが検討された結果、本会議又は付託委員会に招致することが決定した。

当市議会では、従来から人事案件については委員会付託されることがないが、人事案件を委員会付託することは可能か。また、本会議又は付託委員会に当人を招致する場合、どのような方法が考えられるか。

議会の議決を行う運営を行っています。これを委員会中心主義といいます。

本会議中心主義の運営を行う場合でも、委員会中心主義の運営を行う場合でも、法上、人事案件が委員会付託の制限対象となることはありません。

したがって、Q5の事件を所管する常任委員会、特別委員会のいずれかに付託することは可能です。人事案件はその内容が明確であり、事前に全員協議会などで執行機関から説明等が行われていることがあるため、委員会への付託を行わず、本会議の審議のみで議決を行うことが多かったと思われます。このことが、人事案件は委員会付託するものではないという考えがQ5の議会に定着していたものと思われる。

次に、当該人事案件を委員会に審査する際に同意の対象者を議会に呼び、本人の意見等を聴取したうえで同意するか否かを判断することについては、議会の審議、審査に参加することができるのは、議員（委員）と説明員である執行機関の職員ですので、人事案件の対象者であることをもち直ちに本会議や委員会に出席することは困難と考えます。このため、対象者を議会の審議、審査する場に出席可能な法的な地位を与えることが必要です。説明員ではない者が議会の審議、審査に出

席することができるのは、地方自治法第115条の2に基づく参考人ですので、本会議または付託委員会で当人を参考人として招致する旨を議決することにより、本人の意見を聴取した上で議会が同意すべきか否かを判断することが可能です。

なお、参考人制度については、従来は委員会への招致について地方自治法に定められていましたが、平成24年の地方自治法改正により本会議での参考人招致が規定されました。実際の運営については、本人の意見を聴取した後、当該意見等に対する質疑を行うことが考えられます。

#### 参考 地方自治法

第109条 略

②～④ 略

⑤ 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

⑥～⑨ 略

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関

する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

#### 参考 標準市議会会議規則

第37条 会議に付する事件は、第141条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

#### 参考 文部科学省通知（平成26年7月17日）

教育長の任命の議会同意に際しては、新「教育長」の担う重要な職責に鑑み、新「教育長」の資質・能力を十分にチェックするため、例えば、候補者が所信表明を行ったうえで質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられること。

#### 参考文献

議会運営の実際（自治日報社）  
逐条地方自治法（学陽書房）  
議会運営実務提要（ぎょうせい）  
地方自治関係実判例集（ぎょうせい）  
地方議会用語事典（ぎょうせい）